

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和7年9月4日（木） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・7名）

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、
杉本 久美子

（出席推進委員・7名）

黒田 敏弘、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、開田 豊一、
伊藤 久義

（欠席委員・2名）

石原 忠則、石黒 明

5. 事務局（3名）

北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 本日、石原委員、石黒委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、中屋 作之委員、江下 博委員を指名します。

これより議案審議に入ります。

会 長 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第12号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●とそれに接道する農道に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地
と判断されますが、周囲に住居が点在し、また、農業振興地域内の農用地
区域から除外されていることから、1種農地の集落接続として許可できる
ものと考えられます。
転用理由は、自己住宅敷地です。
申請者は現在、申請地に接道する農道の、県道側からおよそ30メー
トルほど奥まったところに●●●●と●●●●の●●●●で●●●●に建築
した居宅に住んでおり、居宅が老朽化したため建て替えを検討しましたが、
接道する農道が除雪路線ではなく、●●●●の申請者●●●●で除雪等す
るのに難儀し、●●●●が出勤等する際に追いつかない状態となっていま
す。このことから、現居宅に建て替えるのではなく、除雪路線に面した場
所で建築を検討したところ、慣れ親しんだ●●●●地内で、自身が所有す
る申請地を除いて、適地がなかったことから今回申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面
県道側道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日現地確認したところ、この敷地以外には大豆が植えてあり、当該区
画のみ杭を打ってあり除外されているような形になっていました。ですの
で、転用に問題ないと思います。

委 員 先日、現地確認しましたが、特に問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局	(議案第 13 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●町内の●●●●に面した空き家の裏側にある、接道していない農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、ドッグラン敷地です。 申請者は●●●●で●●●●を営んでおり、●●●●から隣接する空き家含め相続した譲渡人より、既に生活の拠点があり相続した空き家に居住する者がおらず、併せて当該申請地含む空き地部分も管理が難しく相談を受けていたところ、近年ペット居住が可能な賃貸住宅の需要が高まっており、中でも、ペットが運動できる屋外スペース付きの一軒家の賃貸物件が希少なことから、ドッグラン付き賃貸住宅の事業を計画し、今回申請されたものです。 周囲は宅地化されており、浸透式コンクリート施工により土砂は流失しません。 隣接地との境界には 1.5 メートル程度のメッシュフェンスを施工し、ペットの脱走を防止します。雨水は、浸透式コンクリートにより地下浸透します。	されたものですが、これは、当時●●●●と●●●●が売買契約を締結したのですが、前後で●●●●が亡くなり、土地区画整理事業もあり曖昧なままになっていたところ、最近行った資産整理等により、今回申請地が必要な手続きを経ずに所有権移転も行われていないことが判明したため、これを是正するため申請されたものです。なお、今回申請地以外の自宅敷地スペースに自家用車を駐車するスペースが無く、建築時より自家用車車庫、2 階部分は家財倉庫、もう一方の倉庫は丹精している庭木の用具入れとして使用しているものです。また、車庫・倉庫前のコンクリ打設部分は来客用駐車場、自家車両の転回等に最低限度不可欠な部分であると考えられます。 隣接地との境界はコンクリート施工されており、今後も土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。
会長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会長 地区担当委員の補足説明ですが、●●●●委員からこの件につきまして、事務局は何か聞いていますか。
委員	先日現地確認してきました。近隣住民にも聞きましたが、今説明があった通りで申請には特に問題ないと思います。	事務局 ご意見を預かっていますので代読いたします。必要な手続きを是正するために必要な申請であり、問題ないということです。
会長	●●●●委員は本日欠席のため、この件に関しまして、他にご意見ご質問ありませんでしょうか。	委員 先日、●●●●委員と現地確認してきました。今ほどの説明通り、問題ないと思います。
	(各委員から「異議なし」の発言あり)	会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
	それでは、この案件は県へ進達することといたします。	(各委員から「異議なし」の発言あり)
会長	では、事務局より次の説明をお願いします。	それでは、この案件は県へ進達することといたします。
事務局	(議案第 13 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面した農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、車庫・倉庫敷地です。 申請者は現在申請地に隣接する居宅で、●●●●と●●●●、●●●●の●●●●で暮らしています。申請地は、車庫・倉庫が●●●●ごろ建築	その他 ・農地利用の最適化の推進の状況について ・農業者年金の加入促進について ・農業新聞の購読促進について
		会長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 25 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員